

事業者の皆様へ

令和5年12月

(送付先については、NTTタウンページを基に抽出しています)



京都市からのお知らせです  
是非、ご一読ください

京都市環境政策局  
循環型社会推進部  
資源循環推進課  
TEL 075-222-3948

## 「ごみ搬入手数料改定」及び「事業系廃棄物の正しい出し方」について

平素は、本市の環境行政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。  
標記の件について、下記のとおりお知らせいたしますので、事業者の皆様におかれましては、内容をご確認のうえ、本市施策へのご理解・ご協力をお願いいたします。

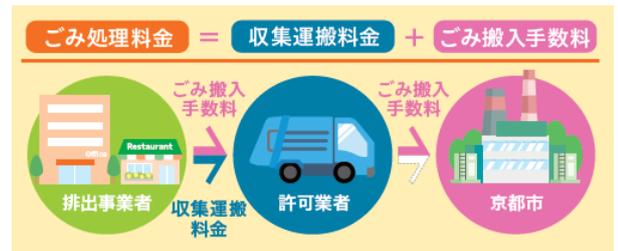
記

### 1 ごみ搬入手数料改定

事業者の皆様が、一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）に支払われている「ごみ処理料金」には、許可業者の「収集運搬料金」だけでなく、京都市がごみを処理するための「ごみ搬入手数料」が含まれており、許可業者を通して京都市に支払われています。

令和7年4月1日から、同手数料を次のとおり改定

することから、許可業者との契約に係る手続きにご活用いただける「契約に係るガイドライン」をお送りします。なお、改定後のごみ処理料金については、契約業者にお尋ねください。



現行

100kgまでごとに  
1,000円

令和7年4月1日から

10kgまでごとに **150円**

(マンション等から出るプラスチック類に限り、10kgまでごとに75円)



これまで **100kg 1,000円** でしたが、  
令和7年4月1日から **100kg 1,500円** になります

### 2 事業系廃棄物の正しい出し方

事業活動に伴って生じたごみ（事業系廃棄物）については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業者自らの責任において適正に処理する必要があるため、家庭ごみとして排出することはできません。許可業者と契約のうえ、適正に排出してください。

**事業系廃棄物を家庭用ごみとして排出することはできません。**

事業系廃棄物を家庭ごみの収集場所に出すことは不法投棄にあたり、廃棄物処理法第25条により以下の罰則が科せられます。

●5年以下の懲役 ●1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金

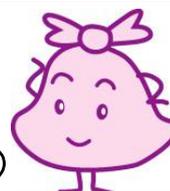
許可業者に  
収集・運搬を委託  
しましょう。

<問合せ先>

京都市ごみ搬入手数料改定周知啓発コールセンター

電話：0120-863-023

午前8時45分～午後5時半（土日祝除く。）



コールセンターに電話がつかない場合は、京都市資源循環推進課までご連絡ください。  
電話：075-222-3948